

「建築基準法第43条第2項第2号の許可基準」の一部改正 及び
「建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定 ご案内」の一部改訂を行いました。

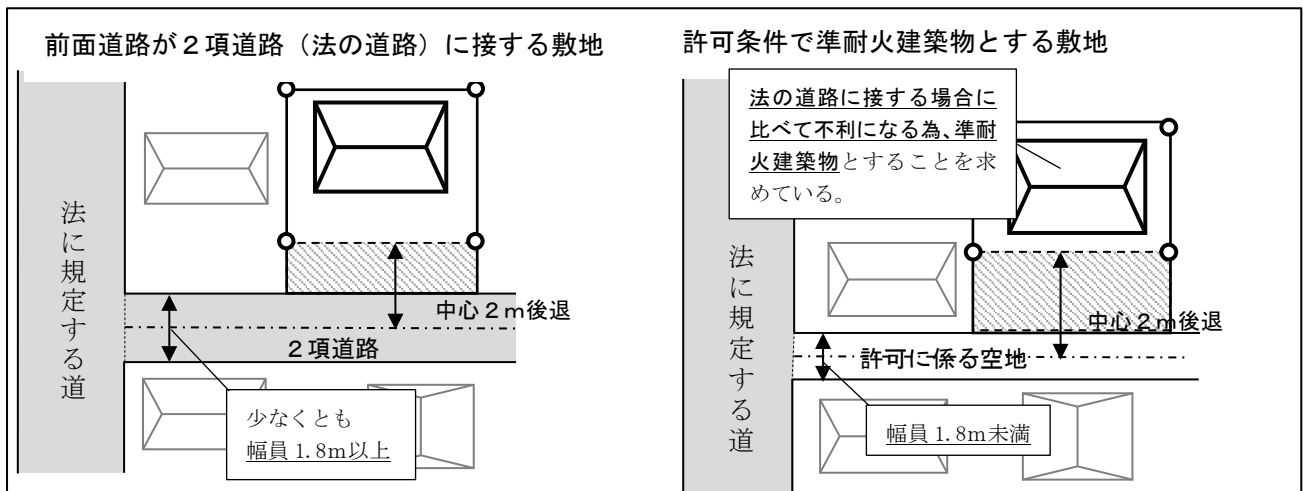
1 建築基準法第43条第2項第2号の許可基準の一部改正について

【改正の概要】

(1) 建築基準法改正（1年以内施行）による建蔽率の制限の見直し

建築基準法（以下「法」といいます。）の一部改正により、準防火地域における建築物を準耐火建築物等とした場合に、建蔽率が10%緩和することとなりましたが、法第43条第2項第2号の許可の条件で準耐火建築物とすることを求めているものは、許可に係る空地の幅員が1.8m未満であるなど、法の道路に接しているものと比較して、交通上、安全上、防火上及び衛生上不利になるものであることから、当該建築物については建蔽率の緩和を行わないこととします。

【法の道路に接する敷地と許可条件で準耐火建築物とする敷地の比較】



(2) 基準の明確化

上記のほか、基準の明確化を行うため所要の改正を行いました。

2 「建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定 ご案内」の一部改訂について

【改正の概要】

(1) 許可基準の改正に伴う改訂

許可基準の改正に伴い、解説等を追加するため、改訂を行いました。

(2) 認定制度の新設に伴う改訂

法改正により、接道規定の適用除外の手続きについて、建築審査会の同意が不要な「認定」制度が新設されたことから、「建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準」を既に定めたところですが、これらについて解説等を追加しました。

(3) 運用取扱いの明確化

「基準時において現に存する建築物」の取扱い等について、明確化を行いました。

3 お問合せ先

建築基準法第43条第2項第2号の許可基準等の改正について

建築局建築企画課建築企画担当

TEL. 045-671-2933

建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定のご相談について

建築局市街地建築課建築許認可担当

TEL. 045-671-4510